

6月号 ごあいさつ

ウッド・チェンジ（木のまちづくり）を目指して!! 外構部木質化（木塀、木柵等）の支援事業始まる！

株式会社 山西 あすなろ会顧問
代表取締役社長 西 垣 洋 一

「木のまちづくり」は地球温暖化に貢献

4月の本稿「都市の木造化・木質化への新たな幕開け」でも述べましたように、我が国は戦後長らく都市建築物の非木造化に向けた施策が国を挙げて進められてきました。しかしながら環境問題の高まり、循環型・低炭素社会の実現など様々な面から、木材の有効活用、「木のまちづくり（都市の木造化・木質化）」の気運が高まっています。

木材は、人と環境にやさしい資材であり、地球温暖化の主原因である大気中の二酸化炭素を固定します。「木のまちづくり」は地球温暖化防止に貢献、住みやすい暮らしを支えます。

ウッド・チェンジとは、下記の3つを図る「木のまちづくり」を進める取り組みです。

- ① 木造のイメージ（耐震・耐火）をチェンジ
- ② 低層非住宅・中高層建築物を木造にチェンジ
- ③ 持続可能な社会（SDGs）へチェンジ

民間建築物等への木材利用の促進

木材 住宅業界にとって、この取り組みの進展は、新分野、新市場を生む大きなビジネスチャンスとも捉えることができます。

外構部（木塀・木柵等）の木質化のススメ

ウッド・チェンジの取り組みの1つに、外構部（木塀・木柵等）の木質化があります。木塀、木柵などの外構部の木質化は、美しい街並みの景観、安全な通学路の確保、災害復興、防音対策などの生活環境の改善に効果を発揮します。住宅、公共施設、農業分野などでの活用により、多様な恩恵が受けられます。

又、この分野では本年度、右の「外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業（林野庁補助事業）」が始まりました。あすなろ会の皆様におかれましても、新しい取り組みの1つとして支援事業の活用を考えて頂ければと思います。支援事業の詳細に関しては弊社商品部（本社内）にお気軽にお問い合わせください。

「木のまちづくり」の担い手の一翼は、地域に密着した工務店・建設会社です。

私は、「木のまちづくり」の担い手の一翼は、地域に密着した家づくりのノウハウを持つ工務店であるべきだと思います。工務店の力を役立てて頂きたいと思っています。

只、この取り組みの柱である中大規模木造建築物の推進では問題・課題があり、推進する中では、産官学の協力体制の下、地域力の結集を図ることが不可欠です。当社としましては、「非住宅の低層大規模建築物を一般流通材を利用した木造で！」の旗の下、地域力の結集に向けた、地域のネットワーク・プラットフォームづくりを皆様と一緒に進んで取り組んで参ります。

2019年6月吉日

＜ 外構部の木質化対策(木塀、木柵等)支援事業 ＞

(林野庁補助事業)

1. 事業の目的

これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部の木質化を図るため、高い展示効果が期待される実証の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することが目的。

2. 事業概要とスケジュール

全国木材協同組合連合会が、外構部の木質化の実証を行う工務店等の事業者の公募・審査・選定等を行い、選定された外構実証事業者が行う非住宅・住宅の外構部の木質化の実証に係る経費を助成。事業申請（事業へのエントリー）の受付期間は2019年4月中旬からスタート。

3. 申請の要件

- ① 定められた事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者
- ② 経理事務等について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- ③ 私的独占の禁止等の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと

4. 使用する木材について

本事業において使用する木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法性が確認された合法伐採木材（木材・木製品の合法性、持続可能性照明のためのガイドラインに基づく合法木材を含む。）とする。地際若しくは基礎に接する部分に使用する木材等は耐久性を有する木材とする。

5. 対象施設及び助成金額について

外構実証事業の対象とすることができる施設は次の要件を満たす施設となる。

- ① 一施設につき0.05㎡以上かつ塀等の延長1m当たり0.02㎡以上の木材等を用いた整備施設
 - 1. 塀 2. 柵 3. これに類する外構施設
 - i) クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用している場合、塀等の延長1m当たり **30,000円**の定額助成
 - ii) クリーンウッド法に基づく登録事業者が合法伐採木材を供給または施工する場合、塀等の延長1m当たり **40,000円**の定額助成
 - iii) 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、塀等の延長1m当たり **50,000円**の定額助成ただし、i)～iii)のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は **5,000,000円**
- ② ①以外の外構施設で、一施設につき0.2㎡以上の木材等を用いた整備施設
 - 1. デッキ 2. 門柱・門扉 3. ボードウォーク 4. 簡素なカーポート等の工作物
 - i) クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用している場合、木材使用量1㎡当たり **300,000円**の定額助成
 - ii) クリーンウッド法に基づく登録事業者が合法伐採木材を供給または施工する場合、木材使用量1㎡当たり **400,000円**の定額助成
 - iii) 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、木材使用量1㎡当たり **500,000円**の定額助成ただし、i)～iii)のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は **10,000,000円**
- ③ 基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設
- ④ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
- ⑤ 反社会的勢力が整備し、若しくは所有するものではないこと